平成２４年（フ）第３３４５号
大阪府八尾市志紀町１丁目153番地　メゾン中沢401号
債務者　カラオケももこと　宮下紀代子
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中塚　雄太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月24日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４５７号
大阪市此花区伝法６丁目３番２―801号
債務者　ビューティモアこと　菅野　節子
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田一比古
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月24日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４５８号
大阪市此花区伝法６丁目３番２―801号
債務者　菅野　康弘
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田一比古
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月24日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６７７号
堺市南区桃山台４丁21番４―206号
債務者　渡邉　文夫
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　弘和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月27日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１２８号
長野市篠ノ井御幣川1127番地３、前住所長野市大字高田1434番地７
債務者　山口　矩正
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸田由香里
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月24日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１２９号
長野市篠ノ井御幣川1127番地３、前住所長野市大字高田1434番地７
債務者　山口　光惠
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸田由香里
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月24日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５９８号
愛知県豊田市金谷町１丁目３番地　金下コーラス102号
債務者　福円　智子（旧姓柴田）
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松村　修平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月１日午後３時40分
5　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第３１７８号
大阪府豊中市千成町１丁目６番13号
債務者　井戸　聖司
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白﨑　讖隆
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３３２３号
大阪府豊中市庄内東町２丁目７番22―304号
債務者　首藤　桂介
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白﨑　讖隆
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第２９号
長野県上伊那郡中川村葛島2573番地の２
債務者　宮﨑さおり
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２４年（フ）第３５０８号
大阪市東淀川区北江口３丁目１番17―401号
債務者　豊喜　篤子（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７号
岩手県一関市字要害92番地５　サンハイツ阿部103
債務者　熊谷　正伸（旧姓小野寺）
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２３年（フ）第８号
函館市山の手３丁目61番１号
債務者　六田　浩一
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１６５号
函館市谷地頭町２番７号101号室、住民票上の住所函館市谷地頭町２番７号
債務者　藤田　淳一
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１７７号
函館市千代台町９番９号
債務者　二本柳秀樹
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１９０号
函館市北浜町３番31号
債務者　渡部　昭紀
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第４６号
千葉県君津市陽光台１丁目８番３号　201
債務者　作田　恵子
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第４５号
島根県出雲市今市町2008―36　一の谷県営住宅１―116、住民票上の住所島根県出雲市大津朝倉１丁目１番地５
債務者　広沢いづみ
1　決定年月日時　平成24年７月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
松江地方裁判所出雲支部